



業者名等を書かない事があるが、建設業務での人夫貸し等の行為は労働者派遣法に触れるので、分った時は労働局に通知する!」と10月の説明会で

県は厳しく言い渡しました。経審の実調時に、建設業法で禁止されている一括下請等が問題になりますが、脱法的に使われるのが労務提供です。請負になると建設業法の網が掛

「知っておきたい公的年金の知識=年金で損しないために」「ゆとりあるセカンドライフのためにできること=〇〇保険を活用した年金補完方法について」と銘打った講演会が某信託銀行の主催でありました。東京から社労士が来て話をするというので、同業者としての関心もあり聴講。講演は2部構成で、まず社労士が①公的年金の仕組み②老齢年金の額について説明し、65才からの夫婦の年金はサラリーマン世帯で月23.

## 労務請は法律違反、県が労働局へ通報!



## 年金セミナー不足分リスクある? の落し穴…不足分生保が補う!

かり「指示処分」「営業停止処分」「一部業種の許可取消処分」といった監督処分の対象になる場合があります。県は下請をより正確に把握するため完工事内訳書の「下請発注状況」欄に下請全体の件数や金額を書

かせる事に…。国交省の「建設業法違反通報窓口」とリンクした行政の動きと見る事が出来ます。「うちには下請けで経審を受けていないから関係ない…」と考えていても、元請業者の書類から法令違反が分かる事も今後あり得ます。請負仕事は十分な注意が必要ですね

3万円、自営業世帯で月13.

3万円…今後の年金額は少子高齢化に対応したマクロ経済ストライド制度によって物価上昇分ほど年金額は増えない、自助努力が必要…との解説をします。問題は後半

の某生保社員の話です。平均寿命は男79才、女86才だが死

の直前5~6年は要介護状態で、費用が月19万円、日常生活費が23万円要。そこで変額保険等の検討を!と言います。でも損失を被るリスクには触れず仕舞でした。

